

令和 3 年 第 1 回堺市議会災害対策会議

開催日時	令和 3 年 2 月 1 0 日 (水) 11:00~11:56
開催場所	堺市議会第 1・第 2 委員会室
出席議員	[座長] 宮本恵子議長、[副座長] 米田敏文副議長 西村昭三議会運営委員長、西哲史議会運営副委員長 的場慎一議員 (大阪維新の会堺市議会議員団) 吉川敏文議員 (公明党堺市議団) 池尻秀樹議員 (自由民主党・市民クラブ) 吉川守議員 (堺創志会) 石本京子議員 (日本共産党堺市議会議員団) 長谷川俊英議員
事務局職員	吉田議会事務局長、矢幡議会事務局次長 辻総務課長、田端総務課主査 高橋議事課長、川中議事課長補佐 仲村調査法制課長、雨宮調査法制課長補佐、中西調査法制課主査
案件 及び意見	別紙のとおり

1. 会議の運営について

○会議の公開について

[宮本座長より説明]

- ・ 案件によっては、個人情報等に関する内容や、特定の区・地域の情報など、通常公開されない情報が含まれることも想定した対応を考えており、昨年、開催した議会BCP会議と同様、「原則、公開とし、案件によっては非公開とする」扱いとしたいと考えている。
- ・ インターネット中継は行わない扱いとする。
- ・ 傍聴についても、昨年、開催した議会BCP会議と同様に、「議会運営委員会に準じる扱い（5人）」としたいと考えている。

[協議結果]

- ・ 座長案のとおり合意した。

○会議の結果について

[宮本座長より説明]

- ・ 昨年開催した議会BCP会議と同様、記録抄として議会事務局から各議員へメール送信する。また、議会ホームページにも掲載する。

2. 市当局からのワクチン接種に関する情報提供の方法について

[宮本座長より説明]

- ・ 現在、当局において、市民への速やかなワクチン接種に向け、準備が進められている。
 - ・ ワクチン接種に関する情報は、市民にとって非常に関心が高く、議会への情報提供も速やかに行っていただく必要があると考えており、ワクチン接種に関する情報提供の方法を定めておきたいと考える。
 - ・ 正副座長案として、
 - ①市民に関わる重要、緊急を要する内容については、随時、情報提供を行う。
 - ②その他、国・大阪府が決定した内容等があれば、随時、情報提供を行う。
- 以上2点について、当局に申し入れたいと考えるがどうか。

各会派等より出された主な意見・質問及び宮本座長からの回答

- Q. きちんとした情報が来ないことが不安を煽る一番の原因であるため、しっかりと情報を求めることが大事。(意見)
- Q. BCP会議に情報提供があるのか、全議員に提供があるのか。
- A. 基本的には、BCP会議に当局に来てもらって説明を受ける方法と、タイムラグが生じてはいけないものについてはメール等で全議員に即座に情報を発出する方法、2つの方法に

なる。

Q. 情報提供をどこまで細かく行ってもらえるかが問題。中途半端だと委員会等で質問することとなる。

A. 本会議・常任委員会・予算審査特別委員会での質疑については別で議論するとして、質疑以外で聞きたい内容があると思うが、それを個々に聞くのはよくない。一定のルールのもとに情報提供してもらい、大事なことは全議員にきちんと伝わるルールを決めてはどうかということ。

[協議結果]

- ・ 正副座長案のとおり合意した。
- ・ 情報提供の方法については、①必要に応じてBCP会議を招集して説明を行う、又は②メールの発出によることとする。

3. ワクチン接種に関する市当局への要望等について

[宮本座長より報告・説明]【追加資料】

- ・ 各議員におかれては、市民の方から問い合わせや意見、要望などが寄せられていると思う。
- ・ 今、正念場を迎えているワクチン接種の体制整備について、各議員が直接、担当所管に対して問い合わせや申し入れ、要望などを行えば、業務に遅れが生じたり、影響を与えかねないことが懸念される。
- ・ このことから、ワクチン接種に関する市当局への要望等に関して、配慮を要する所管部署を、どのように設定するかについて確認したい。
- ・ 事前に健康福祉局長及び健康部に状況等を確認したところ、感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所の3課について配慮していただきたいとの要望があった。(配慮を要する理由は追加資料のとおり)

各会派等より出された主な意見・質問及び宮本座長からの回答

Q. 前回も行ったが、個々に質問をすれば当局を拘束してしまうため、議会事務局でまとめて要望を出して、それに回答してもらおう。例えば、A議員が質問したからA議員に回答するのではなく、全体で共有する。そうすれば委員会を何度も開く必要はなくなるし、委員会での質問も必要なくなり有効である。(意見)

[協議結果]

- ・ 感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所の3課に対してワクチン接種に関する市当局への要望等について配慮することで合意した。
- ・ 議会BCP計画に規定されている「議員の活動原則」に基づいてご協力いただきたい。
- ・ 議員から個別の要望、問い合わせ等は、直接、市当局に行わないようお願いする。
- ・ 特に、緊急、指摘事項等があれば、会派代表者を通じて、議会事務局総務課にメールをする

ようお願いします。

[宮本座長より報告・説明]

- ・ 前回のBCP会議で決定した方法は、多くの分野にまたがっていたことから、当局としては、要望等に対する回答の作成が大変であった。
- ・ 例えば、問診表やワクチンの輸送方法など、今、質問しても、決定していないことが多いことから、今回は、即座に文書で回答することについて、考慮しないといけないと考えている。
- ・ 指摘事項・要望事項に対する回答は文書にしない方がいいのではないかと。文書での回答を求めることが、結果的に当局を拘束してしまうのではないかと。
- ・ 先ほど、緊急を要する内容や、国・大阪府が決定した内容等は、即座に発出することを当局に要請することを決定したため、それ以外の質問事項については、決定した段階で全議員に即発信してもらうことでいいかと考えている。
- ・ 前回使用していたひな型では、回答を返さないといけないので、今回は回答欄を設けないこととしてはどうか。

各党派等より出された主な意見・質問及び宮本座長からの回答

- Q. 要望もあるが、ワクチン接種などは市民にもかなり影響があることから、市民の代表である議会としてしっかりと確認し、伝えていくという責務がある。この辺りのやりとりをスピーディーかつ頻繁に行う必要がある。(意見)
- Q. 担当課を呼んでの答弁調整は行わないが、所管する局長や市長に対して堺市の考え方を聞くことも不可能なのか。その辺りのルールを含めて整理してほしい。
 - A. 局長も現場に聞かないと分からないことも多いので、改めてBCP会議のような場に来ていただいて説明や質疑応答を行ったり、決定事項はタイムラグなく発出してもらうということ考えている。
- Q. 質問は議会事務局を通して行う。また、類似した質問は議会事務局で整理してもらい、当局は今の現状で言えることは発信してもらわないといけない。2～3週間たって大きく変わることもあると思うので、それは変わった時点で発信してもらうということがいい。(意見)
- Q. 仕組みとして、質問をメールで提出して文書で回答してもらうのは、労力もかかるしスピーディーさに欠けるので、質問を載せるポータルサイトを作成し、そこで回答してもらえば、他の議員の質問や回答も見ることができる。また、最終的に市民も知ることができるようにすれば、コールセンターにかかってくる電話も減ると思う。そういった仕組みを構築してほしい。
 - A. 市当局としてそういうものを作成することが市民としてもいいと思うので、意見として当局に伝える。
- Q. 即時性が必要な面もあるので、なるべく早く回答してほしいが、文書だと時間がかかるのであれば、何かしら方法を考えてはどうかと思う。
 - A. 議会事務局を通しての質問・要望については、形を決めて提示したい。

Q. ワクチン接種の時期が一番問題になるので、詳細に知らせしてほしい。

A. ポータルサイトを見れば、今の状況がわかるようなものがあればいいと思う。

Q. 国・大阪府で決まっているか決まっていないのかも我々にはわからないので、ポータルサイトの中で、〇月〇日現在決まっていないということも掲載しておいてほしい。(意見)

Q. 要望であるが、高齢者には紙面やTVのニュースなどいろいろな方法で情報提供してほしい。(意見)

Q. 議会には行政のチェック機能としての責務があり、情報確認だけではなく、何か問題があるときには意見をしないといけないので、そういったこともBCP会議のどこかのタイミングで必要かと思う。

A. 質疑応答できる場としてBCP会議の中で設けたいと考えている。また、要望の中に、そういう指摘事項も入れていただきたい。

Q. 定期的にBCP会議等で問題点をチェックする必要がある。また、要望した日の日付を入れておくべきだと思う。(意見)

[協議結果]

- ・ 市当局から回答等があった場合は、議会事務局総務課を通じて、全議員へ伝達することとする。
- ・ 定期的ではないが、議会BCP会議を開催して、当局にも入っていただき、質疑応答を行う。
- ・ 情報提供のスピーディーに行うことや、ポータルサイトの作成等について、当局に要望を行う。

4. 2月定例会の議事運営について

○ワクチン接種に関する質疑・質問の取り扱いについて

[宮本座長より説明]

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連であっても、雇用の問題や陽性者の人権など、配慮を行う3課(感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所)以外のものではあれば質問は行ってもいいと考えている。
- ・ 2月定例会(本会議・常任委員会・予算審査特別委員会)では、3課に対して配慮してはどうかと考えている。

各会派等より出された主な意見・質問及び宮本座長からの回答

Q. 3課への配慮の具体的な内容は。

A. 本会議・常任委員会・予算審査特別委員会については、3課に関わる質疑は行わないということ。

Q. 配慮については同意するが、例えば3課に関わる不祥事などが発生した場合に議会が何も言えないと困るので、絶対にできないという内容の申し合わせであれば同意しかねる。(意見)

Q. 不祥事など緊急性のある事案が発生した場合は、BCP会議を開催して対応を決定していた

だきたいが、ワクチン接種や新型コロナウイルス感染症関連について一切質疑できないという流れになっているのではないか。

- A. 質疑を行わないのは3課に関わるものだけであり、担当が3課以外の質疑であれば行っていいものとする。
- Q. 3課の担当者呼んで答弁調整するようなことは行わないにしても、例えばワクチン接種に関する市の方針などを市長や局長に聞くということもなしにするのか。
- A. それを行っても良いことにすると、配慮についてどこで線引きするのかという問題になる。
- Q. 線引きは難しいので、質問しないなら一切しないと決めるべき。何か問題があれば、BCP会議で協議すればいいのではないか。
- A. 特段の事情が起きたときに、議会として何もできない形になってしまうのは問題だと考えるので、質疑の必要性があるかどうかの確認のためのBCP会議を開催して決定するということがか。
- Q. その都度、BCP会議を開催するのは物理的に不可能。基本的には座長の提案のとおり、委員会への出席免除など3課に配慮し、どうしても質疑が必要な事案（例えばワクチン接種で事故が起き、市民から相談を受けた場合など）があれば当該委員会の委員長に申し出て、委員長が正副議長及び正副議会運営委員会委員長と相談して決定するというやり方ができないか。質疑が全くできない形にせず、柔軟に判断できる余地を残しておいたほうがいいのではないか。
- Q. 2月定例会までにワクチン接種での事故が起きるような状況まではいかないと思うので、質問しないと決めてしまって問題はないと考える。
- A. 余地を残すことは大事だと思う。会議を開くのは時間的にも厳しいので、座長と議会運営委員会委員長が協議して決めるということによろしいか。
- Q. ワクチン接種は議員だけでなく市民も非常に興味を持っている。接種の時期や手順、アレルギー反応など、基本的なことについて、事前に文書などで示してもらいたい。（意見）
- Q. 当該委員会の委員長から座長に、どうしてもという場合は相談するのがいいと考える。
- A. それではどうしてもという事態が起きた場合に限り、質疑するかどうかについて当該委員会の委員長と正副議長及び正副議会運営委員会委員長で決めることとしたい。

[協議結果]

- ・ 3課に対して、本会議・常任委員会・予算審査特別委員会（分科会を含む）においては、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等に関する質疑・質問は行わない扱いとする。ただし、当該担当所管を所管する委員会・分科会委員から、緊急を要するなど特段の理由があり、質疑・質問が必要な状況である旨の要請がある場合は、当該委員長・分科会会長は正副議長・議運正副委員長と協議し対応することとした。

○質疑・質問の持ち時間について

[宮本座長より説明]

- ・ 事前に議運正副委員長と相談したが、前回の11月定例会と同様に、3分の2を目安とした
いと考えるがどうか。

各会派等より出された主な意見・質問及び宮本座長からの回答

- Q. 予算分科会の際に、少数会派にとっては時間が非常に短い。1人1人の持ち時間が公平になるよう検討願いたい。
- A. 公平に、全員が3分の2としている。

[協議結果]

- ・ 座長案のとおり合意した。

○新型コロナウイルス感染症への対応として新たに追加する項目について

[宮本座長より報告]

- ・ 委員会室（常任委員会・予算審査特別委員会）の発言席に仕切り板を設置する。
- ・ 非接触型顔認証体温測定器を設置し、登庁時や議場、委員会室に入場、入室する際に検温を行う。
- ・ 本会議・委員会の開会30分前に登庁しての検温は廃止する。

【その他】

- ・ 協議した内容については、2月15日の議会運営委員会で確認する。
- ・ 次回の会議の開催については、必要に応じ、議長から招集する。なお、開催通知は出さない扱いとする。